

# 第11回久慈あまちゃんマラソン大会出店要領

## 1 開催期間について

令和8年9月27日（日）

## 2 営業時間について

(1) 8時00分から12時00分まで

(2) 営業時間内の出店場所への車の乗り入れを禁止します。

(3) 出店準備車両は、当日午前8時00分までに、必ず**別途指定の駐車箇所**に移動してください。

※旧コカ・コーラ久慈営業所駐車場を一部確保します。駐車許可証を提示し、駐車してください。

## 3 出店資格について

(1) 久慈地方（広域4市町村）に事務所を有する事業所・個人等

※15店舗に満たない場合、この限りではありません。

(2) 「第11回久慈あまちゃんマラソン大会出店要領」を守られる方

## 4 出店場所について

久慈市漁協食品工場駐車場（イベント会場）

## 5 出店について

(1) 出店数…15店舗程度（出店数が多い場合は抽選とする）

(2) 出店料金…なし

(3) テント設営…9月27日（日）7時30分までに搬入、設置をお願いします。

店名表示について、各自で作成をお願いします。

また、長机、イスは主催者側で、2つずつご用意いたします。

テントは出店者が用意のうえ、設置してください。

電源設備及び水については自前で確保願います。

(4) 風雨対策等・・・主催者側で土のうを準備します。また、炭などの煙や灰が出るものに関してはそれぞれ横幕の準備をお願いします。

(5) 火気器具を使用して商品を販売する方へ

火気器具を使用する出店予定者については、耐火ボードの設置、消火器を持参するようお願いいたします。開設の届出は事務局で一括して久慈消防署へ申請いたします。

また、久慈あまちゃんマラソン大会当日に、上記に該当する出店者が設置をしていない場合は、出店をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

なお、当日は8時前に久慈消防署の立ち入り検査が行われる予定となっております。

(6) 食品の販売について

①食中毒を起さぬよう、器具・食材等の衛生管理には万全の注意を払ってください。

②加工食品には、各種法令に基づき、定められた表示をしてください。

(7) 食品・飲料販売について

①飲食スペースを設けます。

②アルコール等の販売を認めます。

## 6 保健所の手続きについて

食品を取り扱う場合は、保健所の許可が必要となります。出品者が各自で手続きを行い、許可を取得願います。

## 7 ごみ処理について

飲食物を取り扱う出店者は、出店場所にごみ箱（又はそれに代わるもの）を準備し、容器、食べ残し等

のごみは必ず持ち帰るようにしてください。

※主催者でゴミ箱等を用意しませんので、厳守してください。

**8 申込書提出期限**

令和8年8月3日（月）

**9 申込問合せ先**

久慈市教育委員会生涯学習課 久慈あまちゃんマラソン大会事務局

TEL : 0194-52-2156 FAX : 0194-52-2127

**10 その他**

本要領に記載のない事項については、事務局が別に定めるものとします。

その他必要なものは各自申し出のうえ、用意することとしてください。